

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

倫理規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の倫理を確立し、社会の信頼を得るための行動基準を定めることを目的とする。

(基本的人権の尊重)

第2条 本会は、その設立目的に従い、人権、多様性、異なる価値観を尊重し、本会と関係を持つ全ての人々に対し、いかなる場合においても敬意をもって接するものとする。本会に所属するすべての役員等及び正職員、嘱託職員、臨時職員を含むすべての職員（以下、「役職員」という。）は、以下のことに留意して行動しなければならない。

(1) 国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、性的指向、性同一性、障がいの有無等を理由とする、一切の差別やハラスメント（いやがらせ）を行わないものとする。

(2) 本会は、平等な雇用機会を提供するとともに、役職員に対し最大限の能力を発揮できる職場環境、並びに個々の状況に即した働きやすい環境を構築するものとする。

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 本会は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき責務を負っていることを認識し、地域社会からの期待に相応しい事業運営にあたらなければならない。役職員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

(1) 本会としての事業活動が広く公益に資するものか、また地域に貢献する事業となっているかを常に考慮する。

(2) 経費の適切な使用、並びに業務効率を高め、経費の節約をし、効果的な使用に努める。

(社会的信用の維持)

第4条 本会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(1) 業務の遂行にあたっては、公正、公平を旨とし、公益の増進に資する質の高い価値を創造することに努める。

(2) 本会のインターネット上のアカウントからの情報発信はもとより、個人で開設しているアカウントを含めて、個人又は団体を中傷、誹謗する内容の情報発信、職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある内容の情報発信、その他本会の信用を傷つけ、又は全体の不名誉となる内容の情報発信を行わない。

(法令等の遵守)

第5条 本会は、関連法令及び本会の定款、本規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。役職員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

(1) 業務時間内はもとより業務時間外においても、公益の増進を図る本会の役職員であることを自覚し、社会的規範や各種法令の遵守、並びに各種事故防止に努める。

(2) 法令違反、倫理規程違反、その他社会的規範にもとる行為を発見した場合は、遅滞なく上司、あるいは事務局長に報告する。

(私的利益追求の禁止)

第6条 役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 役職員は、職務の執行に際し、本会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示しなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 本会は、その事業を行うに当たり、社会福祉法第27条を遵守し政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 本会は、その事業活動に関する透明性を図るため、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(情報の保護・管理)

第10条 本会は、業務上知り得た組織運営上の各種情報、並びに個人的な情報保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(1) 業務上知り得た情報の一切について、書類の管理、電子情報の管理(貸与しているパソコン等の管理を含む)、その他すべての情報管理に留意し、電子機器の盗難や紛失、並びに他者・他組織へのデータの送信、外部への供与、情報の漏洩を行わない。

(2) 職務上知り得た個人情報については、その利用目的のみに使用し、当事者の同意なしに第三者への情報提供は行わない。

(反社会的勢力・団体との断絶)

第11条 本会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。

(研 鑽)

第12条 本会の役職員は社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、民間公益活動の推進による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第13条 本会は、必要あるときには、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

附 則

1. この規程は、令和4年10月1日から施行する。
2. この規程は、令和5年2月1日から改正実施する。